

文化財保護指導委員の災害補償について

文化財保存課

1 文化財保護指導委員の位置づけ

→ 非常勤の（特別職）地方公務員に該当（地方公務員法第3条第3項第3号に規定）

文化財保護指導委員については、

- 文化財保護法第191条の規定に基づき設置（奈良県文化財保護指導委員設置要綱）
- 文化財の保護に関する識見を有し、かつ、地域の文化財の現状を把握している者のうちから、教員委員会が委嘱する。（同要綱第3条）

- 地方公務員の範囲については、下記の①～③の要件を満たす必要があり、
 - ①地方公共団体の公務員としての任命を受けていること。
 - ②地方公共団体の事務に従事していること。
 - ③法律に特別の定めがある場合を除くほか、地方公共団体から勤務の対価としての報酬を受けていること。
- また、地方公共団体の執行機関、附属機関ではなく地公法第3条第3項第2号に規定されている委員には該当しない。

これらのことから、文化財保護指導委員は、地方公務員法第3条第3項第3号に規定される特別職に属する地方公務員であると考えられる。

2 地方公務員災害補償法の規定（第69条）

「地方公共団体は、条例で、職員以外の地方公務員のうち法律による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償の制度が定められていないものに対する補償の制度を定めなければならない。」と規程

3 本県の対応について

「議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例」を制定

（昭和四十二年十二月二十五日 奈良県条例第十五号）

同条例の抜粋

第二条 [この条例](#)で「職員」とは、議会の議員、委員会の非常勤の委員、非常勤の監査委員、査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、非常勤の調査員及び嘱託員その他の非常勤職員（地方公務員災害補償法施行令（昭和四十二年政令第二百七十四号）第一条に規定する職員除く。）で[次の各号](#)に掲げる者以外の者をいう。